鳥取県公報

毎週火曜日及び金曜日発行（当日が休日に当たるときは、その翌日）

目　次

◇**告　示**　大規模小売店舗における小売業の事業活動について調整が行われることがある旨の告示（経営流通課）
普通母樹林の指定の解除（森林保全課）
過疎地域活性化特別措置法による町道の改築に関する工事の完了（道路課）
開発行為に関する工事の完了（三件）（都市計画課）
土地区画整理事業の事業計画の変更の認可（　〃　）
◇**選管告示**　選挙管理委員会の招集
◇**公安告示**　遊技機の形式の検定（生活安全企画課）
◇**調達公告**　公募型プロポーザル方式に係る手続の開始（管財課）
落札者の決定（会計課）

告　示

鳥取県告示第三百六十号

次の届出に係る建物における小売業の事業活動については、調整が行われることがあるので、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（昭和四十八年法律第百九号）第三条第二項の規定により告示する。

平成九年五月十三日

鳥取県知事　西　尾　邑　次

届出者の名称	届出に係る建物の名称	届出に係る建物の所在地
有限会社　土居下材木店	ホームセンタージュンテンドー岩美店	岩美郡岩美町大字浦富六三〇ほか

鳥取県告示第三百六十一号

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第九条第一項の規定に基づき、普通母樹林の指定を解除したので、同条第四項において準用する同法第五条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成九年五月十三日

鳥取県知事　西　尾　邑　次

指定番号	指定解除年月日	樹種	所在場所	本数（本）	面積（ヘクタール）	所有者の住所及び氏名
四十六―十八	平成九年五月十三日	アカマツ	西伯郡大山町宮内七〇〇―二	一〇五	〇・一四	西伯郡大山町宮内一七七 建部良雄
四十六―十九	〃	〃	西伯郡大山町宮内七一二―一	二〇七	〇・三〇	西伯郡大山町坊領四四八 遠藤道夫

鳥取県告示第三百六十二号

過疎地域活性化特別措置法（平成二年法律第十五号）第十四条第一項の規定に基づく町道の改築に関する工事が次のとおり完了したので、過疎地域活性化特別措置法施行令（平成二年政令第九十一号）第八条第二項の規定により告示する。

平成九年五月十三日

鳥取県知事　西　尾　邑　次

路線名	工事区間	工事の種類	工事の完了の日
若桜町道屋堂羅一号線	八頭郡若桜町大字若桜字屋堂羅河原一〇〇四―一地先から同大字字宮ノ前一地先まで	改築	平成九年三月三十一日
日野町道下黒坂線	日野郡日野町津地字久保田廻り三四六―一地先から同町安原字砂田五八六地先まで	〃	平成八年七月三十一日
溝口町道荘中祖線	日野郡溝口町宮原字井坂三〇三―一地先から同町荘字清水田五五地先まで	〃	平成九年三月二十五日

鳥取県告示第三百六十三号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成九年五月十三日

鳥取県知事　西　尾　邑　次

一　開発許可の年月日及び番号

平成八年五月十七日　鳥取県指令米土維十第五号

二　開発区域に含まれる地域の名称

米子市両三柳字大沢十六

三　開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市両三柳五三八

宮川　正吉

鳥取県告示第三百六十四号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成九年五月十三日

鳥取県知事　西　尾　邑　次

一　開発許可の年月日及び番号
　平成八年十月二十二日　鳥取県指令米土維十第十六号
二　開発区域に含まれる地域の名称
　米子市両三柳字大沢二十及び字石田屋分弥兵ヱ北
三　開発許可を受けた者の住所及び氏名
　米子市両三柳一五三一
　小谷　健次

鳥取県告示第三百六十五号

　次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）附則第五項において準用する同法第三十六条第三項の規定により告示する。

　平成九年五月十三日

鳥取県知事　西　尾　邑　次

一　開発許可の年月日及び番号
　平成八年八月七日　鳥取県指令都計三―三第二号
二　開発区域に含まれる地域の名称
　東伯郡東伯町大字槻下字千駄山
三　開発許可を受けた者の住所及び氏名
　東伯郡東伯町大字徳万五九一―二
　東伯町土地開発公社
　　理事長　米田　義人

鳥取県告示第三百六十六号

　土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第十条第一項の規定に基づき、鳥取新都市土地区画整理事業の事業計画の変更を認可したので、同条第三項において準用する同法第九条第三項の規定により、次のとおり告示する。

　平成九年五月十三日

鳥取県知事　西　尾　邑　次

一　施行者の住所及び名称
　東京都千代田区霞が関三丁目八―一
　地域振興整備公団
　総裁　工藤敦夫
　代理人
　鳥取市川端一丁目一〇八
　地域振興整備公団鳥取都市開発事務所
　所長　高津　郁夫
二　事業施行期間
　全体事業施行期間
　変更前
　昭和六十三年十月二十八日から平成十三年三月三十一日まで
　変更後
　昭和六十三年十月二十八日から平成十一年三月三十一日まで
　第十八工区
　変更前
　昭和六十三年十月二十八日から平成九年三月三十一日まで
　変更後
　昭和六十三年十月二十八日から平成八年三月三十一日まで
　第十九工区
　変更前
　昭和六十三年十月二十八日から平成七年十二月三十一日まで

変更後
昭和六十三年十月二十八日から平成八年三月三十一日まで
第二十三工区
変更前
昭和六十三年十月二十八日から平成九年三月三十一日まで
変更後
昭和六十三年十月二十八日から平成九年十二月三十一日まで
第二十六工区
変更前
昭和六十三年十月二十八日から平成十年三月三十一日まで
変更後
昭和六十三年十月二十八日から平成十一年三月三十一日まで
第二十七工区
変更前
昭和六十三年十月二十八日から平成十三年三月三十一日まで
変更後
昭和六十三年十月二十八日から平成十一年三月三十一日まで
第二十八工区
変更前
昭和六十三年十月二十八日から平成十一年三月三十一日まで
変更後
昭和六十三年十月二十八日から平成十年三月三十一日まで
第三十工区
変更前
昭和六十三年十月二十八日から平成十一年三月三十一日まで
変更後
昭和六十三年十月二十八日から平成十年三月三十一日まで
第三十四工区（変更前第三十二工区）
変更前
昭和六十三年十月二十八日から平成十三年三月三十一日まで
変更後
昭和六十三年十月二十八日から平成十一年三月三十一日まで

三　施行地区の区域
第三十一工区
削除する部分
鳥取市生山字高畑及び字穴田の各全部並びに字水堤及び字大池平の各一部
変更する部分
鳥取市生山字山立平、字池ノ平及び字新前田の各一部
第三十二工区
追加する部分
鳥取市生山字山立平、字穴田、字水堤、字池ノ平及び字新前田の各一部
第三十三工区
追加する部分
鳥取市生山字高畑の全部並びに字穴田、字水堤、字大池平及び字新前田の各一部
第三十四工区（変更前第三十二工区）
追加する部分
鳥取市紙子谷字門上谷、海蔵寺字池ノ谷、字赤坂及び字土居ノ上並びに生山字松ケ谷、字菖蒲谷、字二ツ橋及び字捨桶谷の各一部

四　事務所の所在地
鳥取市川端一丁目一〇八　地域振興整備公団鳥取都市開発事務所内

五　施行認可の年月日
昭和六十三年十月二十四日

六　事業年度
四月一日から翌年三月三十一日まで

七 公告の方法
　事務所の掲示板に掲示する。
八 変更認可の年月日
　平成九年五月六日

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第二十一号

　平成九年第五回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

　平成九年五月十三日

鳥取県選挙管理委員会委員長 野 口 欣 悦

一 日時 平成九年五月十九日（月）午後二時
二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県庁選挙管理委員室
三 議題 (一) 平成九年度明るい選挙啓発ポスター作品募集について
　　(二) 鳥取県明るい選挙推進協議会の開催について

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第二十八号

　次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認めたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

　平成九年五月十三日

鳥取県公安委員会委員長 牧 野 晋

申請者	氏名又は名称	高砂電器産業株式会社
	住所	大阪府大阪市鶴見区今津北四丁目９－10
	法人にあってはその代表者の氏名	濱野 準一

遊技機の種類	遊技機の区分	型式名	製造業者名	検定番号	有効期間
回胴式遊技機	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第６条第２号該当機	トリプルセブンA	高砂電器産業株式会社	740061	平成９年５月13日から３年間

公　告

　公募型プロポーザル方式により建設コンサルタントを特定するので、次のとおり公告する。

　平成９年５月13日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

1　調達する業務の内容

(1)　業務名

鳥取県東部総合事務所（仮称）新築工事の設計業務

(2)　業務の内容

設計業務のうち基本設計業務及び実施設計業務（建築整備及び外構に係るものを含み、実施設計業務のうち建築積算業務（建築設備積算業務を除く。）を除く。）

(3)　履行期間

契約日の翌日から平成10年５月29日（金）まで

2　参加資格、選定基準及び評価基準

(1)　参加表明書の提出者に要求される資格

参加表明書の提出の対象となる者は、次に掲げる条件のすべてを満たす者とする。

なお、共同企業体を組む場合にあっては、共同企業体でウ及びカの条件を満たし、すべての構成員がイ及びオの条件を満たし、かつ構成員の均等割の10分６以上の出資比率を有し、並びにア及びエの条件を満たす者を構成員に含むこととする。

ア　知事が定める平成９年度建設コンサルタント業務の指名競争入札参加資格のうち、建築に係るものを有すること。

イ　建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

ウ　平成９年５月13日（火）現在で３名以上の一級建築士を専属で有している者であること。

エ　昭和62年度以降に鉄筋コンクリート造または鉄骨鉄筋コンクリート造で延べ床面積が3,000平方メートル以上の建物の建築設計実績（新築又は増築に係るものに限る。）を有すること。

ただし、共同企業体の構成員として設計した実績については、構成員の均等割の10分の６以上の出資比率で実施したものに限る。

オ　平成９年５月13日（火）から同月28日（水）までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

カ　当該業務に配置可能な技術部門の要員を有すること。

(2)　技術提案書の提出者を選定するための基準

ア　鳥取県東部総合事務所（仮称）新築工事の設計についての計画理念

イ　主要業務・類似業務に係る実績

ウ　専門分野別技術職員の状況

エ　担当予定技術者の資格、経験及び業務実績

オ　協力事務所の状況

カ　業務の実施体制

(3)　最も優れた技術提案書を特定するための評価基準

ア　業務実施方針及び手法

本業務に対する理解度、実施方針・設計上の配慮事項の妥当性、提案の的確性・創造性・実現性並びに工程計画及び動員計画の妥当性

イ　会社の業務経歴

主要業務に係る実績及び専門分野別技術職員の状況

ウ　技術職員の経験及び能力

担当予定技術者の資格、経験、業務実績及び手持ち業務の状況

3　手続等

(1)　担当部局

〒680-70　鳥取市東町一丁目220　　鳥取県庁本庁舎２階

鳥取県総務部管財課

電話番号　0857-26-7765

(2)　参加表明書・技術提案書説明書の交付期間及び交付場所

ア　交付期間

平成９年５月13日（火）から同月28日（水）までの日（ただし、日曜日及び土曜日を除く。）の午前９時30分から正午まで及び午後１時から午後４時まで

イ　交付場所

3(1)に同じ

なお、書留郵便により、定形外角２の返信用封筒（書留料金切手（810円）をはり付けたもの）同封で依頼のあった場合には郵送する。

(3)　参加表明書の提出方法、提出先及び提出期間

ア　提出方法

本業務に係る技術提案書の提出を希望する者は、参加表明書・技術提案書説明書に基づき参加表明書を作成し、原則として持参すること。ただし、書留郵便による提出は認める。

イ　提出先

3(1)に同じ

ウ　提出期間

3(2)アに同じ。なお、郵送による場合は提出期間内に必着のこと。

(4)　技術提案書の提出方法、提出先及び提出期間

ア　提出方法

技術提案書の提出要請を受けた者は、参加表明書・技術提案書説明書に基づき技術提案書を作成し持参すること。

イ　提出先

3(1)に同じ

ウ　提出期間

平成９年６月13日（金）から同月30日（月）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前９時30分から正午まで及び午後１時から午後４時まで

4　契約の締結

3(3)により参加の表明を行った者の中から、2(2)により技術提案書を提出できる者を５者選定し、3(4)により提出された技術提案書の中から2(3)により最も優れたものを特定し、当該技術提案書を提出した者と契約の交渉を行う。

5　審査

選定及び特定に係る審査は、次に掲げる審査委員により、選定にあっては平成９年６月上旬、特定にあっては７月上旬に行う。

なお、特定に当たっては、審査委員によるヒヤリングを行う。

内井昭蔵
小玉祐一郎
川村美彦
熊谷昌彦
瀬村誠
楢府龍雄

6　その他

(1)　手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2)　契約書は、これを作成することを要する。

(3)　関連情報を入手するための照会窓口は、3(1)に同じ。

(4)　参加表明書提出期限から４により契約の締結を行うまでの間に、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けた者又はその者を構成員に含む共同企業体とは契約を行わない。

(5)　詳細は参加表明書・技術提案書説明書による。

一般競争入札により落札者を決定したので、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成７年12月鳥取県規則第106号）第14条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成９年５月13日

鳥取県知事　西尾邑次

(1)　調達件名及び数量　「とっとり県政だより」の印刷業務　１回につき198,000部　12回発行

(2) 調　達　方　法　請負
(3) 契　約　方　式　一般競争入札
(4) 落　札　決　定　日　平成９年３月27日
(5) 落札者の氏名及び住所　日ノ丸印刷株式会社
鳥取市寿町915
(6) 落　札　価　格　21,954,240円（消費税額及び地方消費税額を含む。）
(7) 入　札　公　告　日　平成９年２月14日
(8) 落　札　方　式　最低価格落札方式
(9) 契約事務担当部局の名称及び所在地　鳥取県出納局会計課
鳥取市東町一丁目220

発行所　鳥取県鳥取市東町一丁目　鳥　取　県　【定価一部一箇月二千円（送料を含む。）】